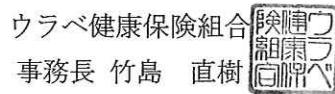


平成 29 年 6 月 28 日

被保険者の皆様へ



マイナンバー制度による情報連携開始後の事務手続きについて（お知らせとお願い）

平素から、健康保険組合の業務にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、平成 29 年 7 月から、健康保険の各種手続きで、市町村及びその他医療保険者等とマイナンバー制度による情報連携が開始され、一部の手続きでこれまで必要とされていた書類（住民票、所得証明書など）の添付を省略することができるようになりました。

ただし、7 月 18 日から 3 ヶ月間程度の予定で情報連携の試行運用期間となっているため、本格運用されるまでは、引き続き添付書類の提出をお願いいたします。本格運用の開始時期については、今後厚労省より通知されることになっております。また、省略可能になる書類については、ホームページ等でも別途ご案内する予定です。